

都市計画提案制度を活用いただけます!!

都市計画提案制度とはどんな制度？

都市計画に対し、住民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけではなく、より主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを目的として、平成15年に創設された都市計画法に基づく制度です。

土地所有者等が、一定の条件を満たしたうえで、京都市に都市計画の決定又は変更の提案ができます。

どんな都市計画について提案できるの？

用途地域や高度地区、地区計画のほか、道路などの都市施設など、幅広く提案することが可能です。

誰でも提案できるの？

以下の方が提案できます。

- 提案区域内的の土地所有者、借地権者等の関係権利者
- まちづくり活動を行っているNPO法人、公益法人等
- 過去10年間に0.5ヘクタール以上の開発行為の実績がある団体

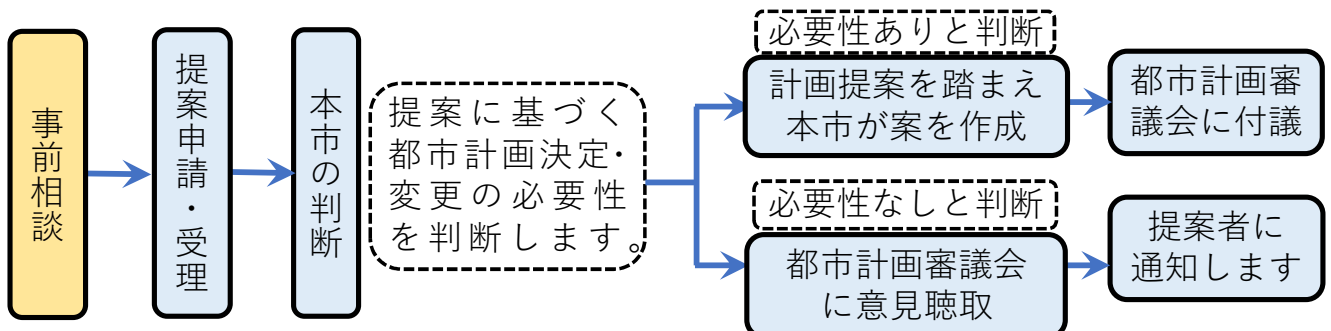
提案に必要な条件は？

- 提案される区域内的の土地所有者及び借地権者等の2/3以上の同意が得られていること
- 提案される区域の面積が0.5ha以上（※）の一体的な土地であること

※地区計画については、0.1ha以上から提案できるよう、規模要件を拡充しました！

どうやって進めたらいいの？

● 手順の流れ



構想段階で、まずはご一報ください。

より円滑に地区
計画を実現！

制度リニューアル！

地区計画の都市計画提案制度 対象を拡充しました！

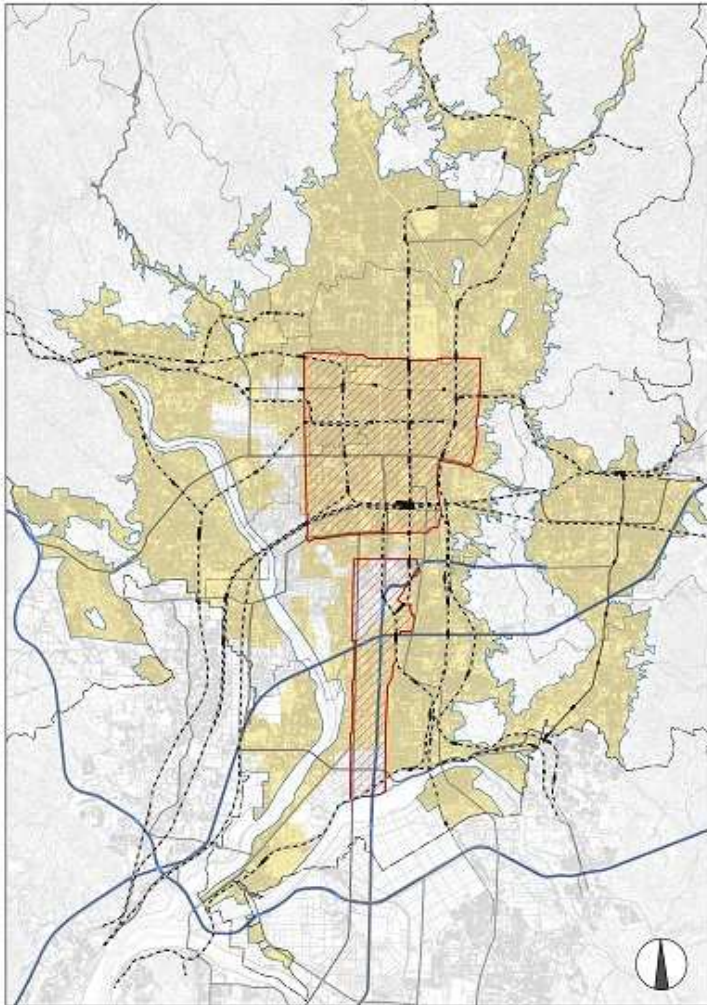
地区計画を都市計画提案する場合の規模要件を拡充

法律
0.5ha以上



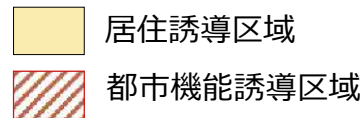
条例
0.1ha以上

令和5年4月の都市
計画見直しエリア以
外にも対応！



- 対象区域
都市機能誘導区域、
居住誘導区域 等

→地域・住民レベルの主体的なま
ちづくりの取組を促し、**地域の魅
力や活力を創出に繋がります。**



※ 地区計画は、単なる規制強化や緩和のためのツールではありません。都市計画法に基づく地区単位での総合的なまちづくりのための計画であり、提案に当たっても、地区の目指す将来ビジョンと、その実現に向けた土地利用ルールを一体的に定める必要があります。

また、秩序ある開発、建築が行われる計画とする必要があります。

地区計画の活用にあたっては
構想段階で、まずはご一報ください。

問い合わせ先・相談窓口

京都市都市計画局まち再生・創造推進室
電話：075-222-3503